

第7回 こどもデータ連携ガイドライン検討会

EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社

2023年11月16日

議題

日時：令和5年11月16日（木） 11:00-12:30

形式：Teams会議

- 1 「早期発見に必要なデータ項目の整理について」の調査状況の報告と議論：70分
- 2 実証団体における実施状況の中間報告：20分

ガイドライン策定に向けたこどもデータ連携についての調査研究

「(4)早期発見に必要なデータ項目の整理について」の調査状況の報告

EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社

2023年11月16日

アジェンダ

1. 調査の進め方

①調査の進め方

②調査スケジュール

2. 「基本連携データ項目」の調査状況ご報告

①実証団体への調査状況のご報告

3. 「その他データ項目」の調査状況ご報告

①これまでの検討結果の振り返り

②調査結果のご報告と議論

0. はじめに

本検討会では、「基本連携データ項目」、「その他データ項目」の調査状況をご報告させていただきますので、各データ項目につきましてご意見頂戴できれば幸いです。

本会議でのご報告、議論事項

【ご報告内容】

- 「基本連携データ項目」について、実証団体における今後の利用にあたっての課題調査の状況をご報告いたします。
- 「その他データ項目」について、論文や皆様のご意見を踏まえ、初版を作成していますので、作成状況をご報告させていただきます。

【議論したい内容】

- ✓ 「基本連携データ項目」の実証団体調査状況のうち、ご不明点等があればご回答させていただきます。
- ✓ 「その他データ項目」について、追加・削除すべき項目についてご意見を頂戴したいと思います。

【会議後の事務局対応】

- ✓ いただいたご意見を基に、データ項目を更新し、次回第8回検討会にて「基本連携データ項目」、「その他データ項目」の更新版をご提示する想定です。

※1月以降、実証事業から得られた結果を踏まえて、修正が入る可能性はございます。

修正が生じた場合には、ガイドラインの議論の際に併せて修正ポイントをご共有いたします。

1. 調査の進め方

①調査の全体方針

本調査は、今年度作成することもデータ連携ガイドラインに記載する「基本連携データ項目」、「その他データ項目」を整理するために実施しております。

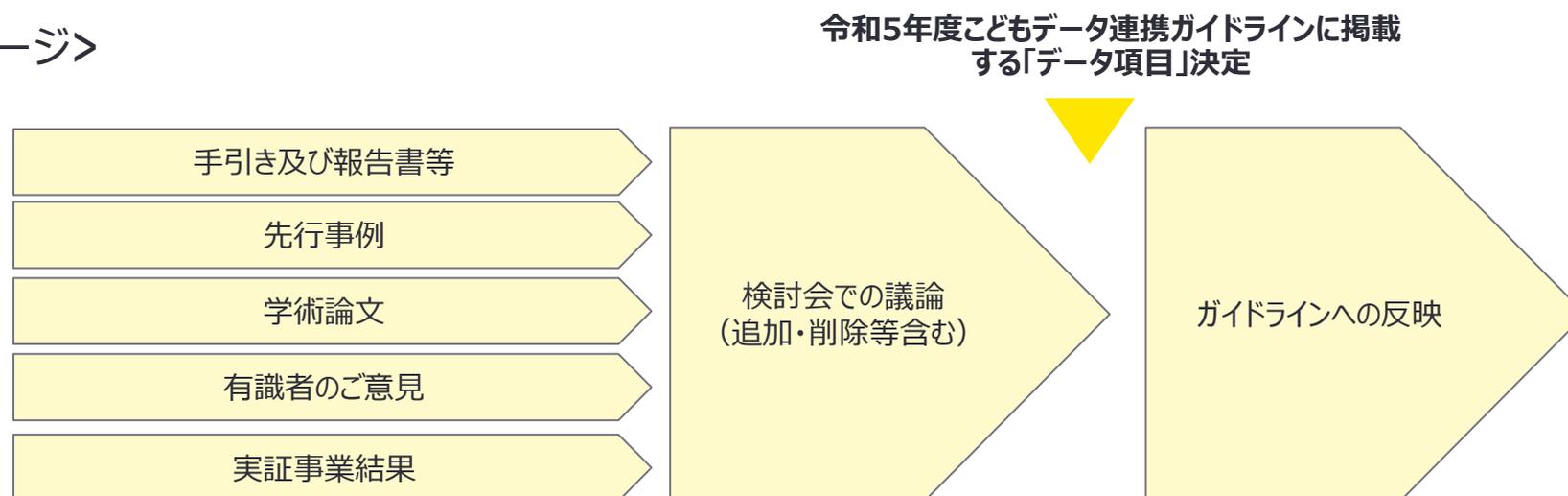
【調査目的】（本業務仕様書抜粋）

困難の種類（虐待・貧困・不登校・いじめ・ヤングケアラー等）に応じて、潜在的に支援が必要な子どもや家庭を早期に発見把握するために連携が必要なデータ項目を整理し、困難の種類の関連性及び連携手法を明らかにし、委員会の議論に供すること。

【調査概要】

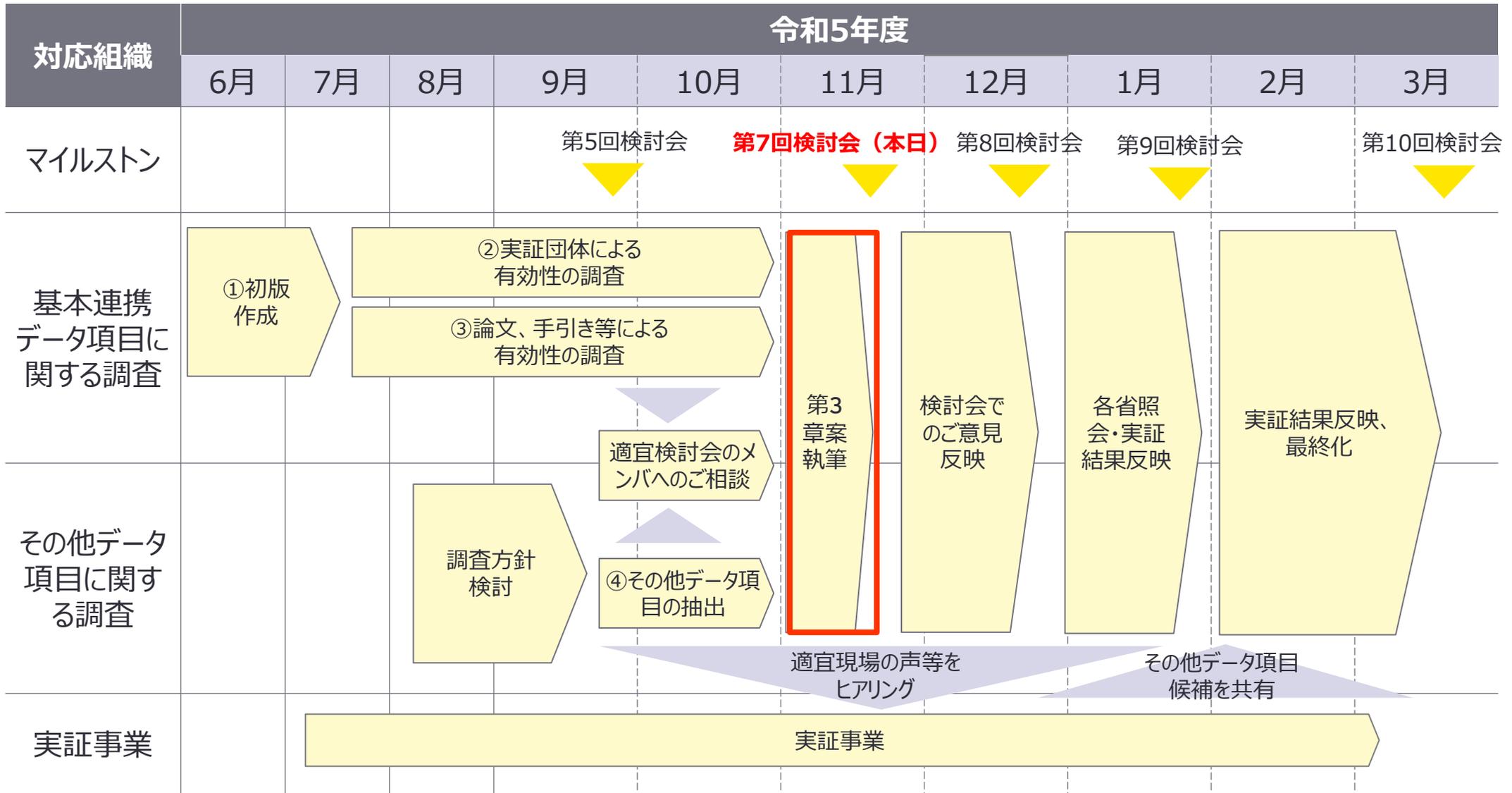
「基本連携データ項目」、「その他データ項目」を調査し、ガイドライン検討会にて議論したうえで「基本連携データ項目を利用する取組」や「その他データ項目を利用する取組」で活用するデータ項目を整理する。

<調査イメージ>



②調査スケジュール

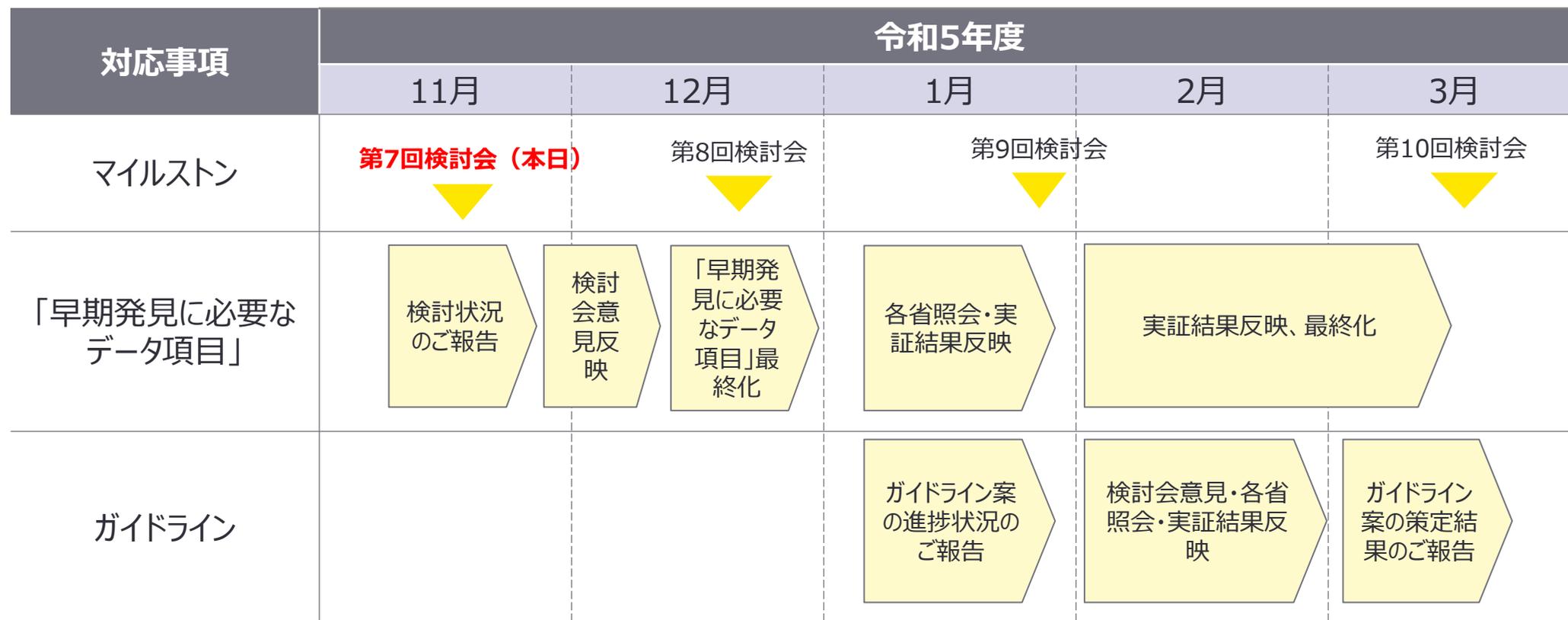
困難の類型ごとに調査を進め、第5回と第7回のガイドライン検討会での議論を踏まえて、第8回検討会で「基本連携データ項目」、「その他データ項目」を決定いたします。



赤枠内の調査内容案について詳細を後述

②調査スケジュール

今後の検討会では、「早期発見に必要なデータ項目」の最終化を行った後、ガイドラインの各章に関してご共有の上、ご意見を頂戴する予定となっております。



回	実施日	議題案	
7	11/16(木) 本日	(4)早期発見に必要なデータ項目の整理について	検討状況の中間報告
		全般	実証事業中間報告の概要報告
8	12/22(金)	(4)早期発見に必要なデータ項目の整理について	調査結果報告
9	1/31(水)	(8)ガイドライン(案)の策定	ガイドライン（案）策定状況の報告（事前ヒアリング結果等）
10	3/7(木)	(8)ガイドライン(案)の策定	ガイドライン（案）策定結果の報告

2. 「基本連携データ項目」の 調査状況ご報告

現在、「基本連携データ項目に関する調査」を実施しており、各団体から示された課題等について報告させていただきます。

再掲

R5年度ガイドラインで取り扱うデータ項目の考え方

こどもデータ連携の早期実装を目指し、それ単体に該当することをもって、困難を抱え支援を必要としている蓋然性が高いと考えられる「基本連携データ項目」を定め、ガイドラインで示していく。基本連携データ項目は、全国で共通して用いることを想定。

① データ項目単体で困難を推測できると考えられるものは最重要として扱い、先行的に「基本連携データ項目」に盛り込む。

- これらのデータを横断的に用いることは、データ連携の対象を要支援者に絞り、その情報を重層的かつ迅速に把握しようとするものであり、国民の理解も得やすいと考えられることから、**先行して共通的な運用の実現を図る。**
- こども家庭庁に設置した検討会で作成した具体的な「基本連携データ項目」案（別紙参照）については、**モデル団体における実証事業において活用する。**
- 基本連携データ項目は、原則として下記のいずれかで標準化された項目とする（全国共通で活用できるようにするため）。
 - 地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書（総論・基本データリスト・機能別連携仕様）
https://www.digital.go.jp/policies/local_governments/specification/
 - 教育情報アプリケーションユニット標準仕様
<https://www.applc.or.jp/jigyoy/jigyoy-2/ict-platform/standard-2021/applc-0002-2021/standard-2021-1/edu-junior-v-2-0/>

② その他の、支援対象の判定に寄与すると考えられる「その他データ項目」については、継続的にデータの蓄積・分析を行い、**結論の出たものから「基本連携データ項目」に盛り込む。**

- 個別の自治体のデータでは統計的に有意な結果を得るうえで十分なサンプルサイズとならない可能性があることから、類似のデータ項目については、可能な限り同一のデータ項目とする方向で調整する。

②実証団体への調査状況のご報告

現在、「基本連携データ項目に関する調査」を実施しており、各団体から示された課題及び対応の方向性について報告させていただきます。

紐付き	No	困難を抱え支援を必要とする蓋然性が高いと考えられる情報	基本連携データ項目(案)	基準/閾値	実証団体からの主な意見・課題等	対応の方向性(仮)
-----	----	-----------------------------	--------------	-------	-----------------	-----------

検討段階においては、未確定情報であったため、ガイドライン及び成果報告書を参照されたい。

3. 「その他データ項目」の 調査状況ご報告

①これまでの検討結果の振り返り

第5回検討会で、共有させていただいた整理方針に基づき、ご紹介いただきました論文も含めて「その他データ項目」の調査を実施しました。

再掲

【その他データ項目の定義】

「基本連携データ項目」以外に、支援現場や有識者の見解及び先行研究等において困難の種類との関係が強く示唆されており、重要性が高いと認識されている項目。

※全国的に標準化されたデータ項目であることが望ましい。

【調査を進めるうえでの整理方針】

定義に沿った「その他データ項目」をこどもデータ連携ガイドラインで「例示」するために、本調査では以下について調査を実施していきます。

1. 先行調査研究、有識者・自治体等ヒアリング等において困難の種類との関係が強く示唆されている「その他データ項目」例の抽出

※ 別紙に調査結果を記載。

2. 実証事業において、こどもの支援に有効と考えられている「その他データ項目」例の抽出

➤ 実証事業において、“支援対象者の絞り込み”及び“アセスメント”に利用したデータのうち、有効と考えられるデータ項目。

➤ 実証事業において、定量的なデータ分析等により困難の種類との関係が強く示唆されているデータ項目。

定義および検討会の議論を踏まえ「その他データ項目」を選定する際の留意点を整理し、ガイドラインで示す「その他データ項目」※次ページ参照を選定しました。

- ✓ 支援現場や有識者の見解及び先行研究等において困難の種類との関係が強く示唆されており、重要性が高いと認識されているデータ項目であること。
- ✓ 地方公共団体の基幹業務システムや地域情報プラットフォームの標準仕様として定義されているデータ項目、あるいは地方公共団体ですべてのこどもを対象に構造化されたデータとして取得・利用できる可能性が高いデータ項目であること。
- ✓ 差別的であると解釈されたり、プライバシーを著しく侵害する懸念のあるデータ項目でないこと。

②調査結果のご報告と議論

「その他データ項目」について、論文や皆様からのご意見を踏まえ、別紙に取りまとめました。ご説明の後、過不足や認識齟齬等について議論できればと存じます。

検討段階においては、未確定情報であったため、ガイドライン及び成果報告書を参照されたい。

資料公開における留意事項

- ▶ 地方公共団体やNPO・民間団体等の特定の機関の非公開情報等が含まれたものは、非公開とさせていただきます。
- ▶ 非公開を前提とした意見や機微性が高い情報は公開することにより、誤解を生じさせるおそれがあるため、非公開とさせていただきます。検討結果はガイドラインや成果報告書をご参照ください。
- ▶ 各資料に記載している内容は、当該ガイドライン検討会実施時点の内容となります。

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world ～より良い社会の構築を目指して」をパーパス（存在意義）としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起（better question）をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EYのコンサルティングサービスについて

EYのコンサルティングサービスは、人、テクノロジー、イノベーションの力でビジネスを変革し、より良い社会を構築していきます。私たちは、変革、すなわちトランスフォーメーションの領域で世界トップクラスのコンサルタントになることを目指しています。7万人を超えるEYのコンサルタントは、その多様性とスキルを生かして、人を中心に据え（humans@center）、迅速にテクノロジーを実用化し（technology@speed）、大規模にイノベーションを推進し（innovation@scale）、クライアントのトランスフォーメーションを支援します。これらの変革を推進することにより、人、クライアント、社会にとっての長期的価値を創造していきます。詳しくはey.com/ja_jp/consultingをご覧ください。

免責事項

1. 本資料及び添付文書（以下、「本資料一式」という。）は、こども家庭庁とEYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社（以下、「EY」という。）との間で締結した令和5年4月24日付けの「ガイドライン策定に向けたこどもデータ連携についての調査研究」（以下、「本業務」という。）に係る契約に基づきこども家庭庁の便益のためだけに提供されたものであり、閲覧する他のいかなる者（以下、「第三者」という。）のためではございません。
2. EYは、本資料の情報が第三者の目的に十分なものか、又は妥当なものか、あるいは本業務に関して、第三者に何ら表明又は保証するものではございません。
3. 本資料一式を第三者へ公開した結果生じうる、あらゆる申立て又は訴訟について、EYは一切の責任を負うことはございません。